

風水害・降積雪に伴う生徒の安全確保について（江戸川区教育委員会の方針）

1 気象庁の予報に基づく教育活動の実施について

（１）前日（風水害のみ）

○ 気象庁の予報により、午後３時の時点で、江戸川区に以下のような報道がされている場合は、教育委員会に置いて翌日の臨時休業について検討し、午後４時までに臨時休業の有無を全校に通知する。

・台風の強さの階級「猛烈な（最大風速 54m/s 以上）」かつ大きさの階級「超大型・非常に大きい（風速 15m/s 以上の半径 800 km 以上）」が報道されている場合

（２）当日

○ 気象庁の予報により、午前７時の時点で、以下のいずれかの警報が江戸川区に発表されている場合は、臨時休業とする。

① 風水害

- ・「暴風特別警報」または「大雨特別警報」
- ・「暴風警報」かつ「大雨警報」

② 降積雪

- ・「大雪特別警報」または「暴風雪特別警報」または「暴風雪警報」
- ※「大雪警報」のみの場合は、原則として臨時休業としない

○ 気象庁の予報により、下校時刻の時点で、以下のいずれかの警報が江戸川区に発表されている場合は、学校待機もしくは保護者引き渡しとする。

① 風水害

- ・「暴風特別警報」または「大雨特別警報」
- ・「暴風警報」かつ「大雨警報」

② 降積雪

- ・「大雪特別警報」または「暴風雪特別警報」または「暴風雪警報」
- ※「大雪警報」のみの場合は、各学校にて状況に応じて判断する。

*上記のような警報が発表されない場合であっても、登校時間帯に激しい風雨や落雷等が生じる場合がありますので、その際はご家庭の判断で生徒を自宅に待機させてください。台風の影響により遅れた場合には、「遅刻」扱いとはいたしません。生徒の安全・安心を第一に優先してください。